

精密工学会倫理綱領

前文：精密工学会会員は、「ものづくり」の観点から、精密工学の各分野を広範囲に探求することにより、革新的技術の開発に取り組み、もって社会の発展に貢献することを責務としている。本会会員は、精密工学における技術開発行動とその成果の利用にあたり、これが社会へ与える影響の重大性を認識し、人類の安全、健康、幸福の増進のために最善を尽くすことを誓い、各自の研究・教育ならびに技術開発等の活動において、以下に定める綱領を遵守する。

綱領：

1. (人間・技術者としての責務) 本会会員は、精密工学分野での活動を通して、人類の安全、健康、幸福の増進に貢献する。
2. (社会に対する責任) 本会会員は、自らの活動が地球環境と人間社会の秩序に及ぼす影響を常に認識し、良心に従って研究ならびに技術活動を遂行する。
3. (自己の研鑽) 本会会員は、精密工学の分野における専門知識、能力の向上につとめ、専門職務上の諸問題に関して正直かつ誠実に対応する。
4. (他者の尊重と謙虚な姿勢) 本会会員は、他者の生命、財産、プライバシーを尊重するとともに、専門職務上の主張や判断をする時には、常に事実にもとづいた行動をとることを心がけ、他者の意見、主張、批判などを謙虚に受けとめる。
5. (知的生産物の尊重) 本会会員は、他者の業績である知的成果ならびに知的財産権を尊重する。
6. (情報の発信) 本会会員は、専門職務の遂行を通して得られた成果を積極的に公開する。
7. (契約の遵守) 本会会員は、専門職務に関する契約や合意を遵守するとともに、職務上知り得た秘密情報を他に漏らさない。しかし、その中に地球環境や社会に重大な影響を及ぼす恐れがある事実が含まれる場合には、このことを適時公にして、原因を排除するよう努力する。
8. (公平性の確保) 本会会員は、すべての人に対し、人種、国籍、宗教、障害、性別、年齢などに囚われることなく、公平に対応する。

附則

1. 2003年9月19日理事会にて承認
2. 本綱領は、公益認定後も継承する。(2010年6月理事会承認)

以 上